

L
Q
4

浮浪者及残食物に関する調査

国史館蔵書



10012022

浮浪者及殘食物に關する調査

東京市社會局

昭和21年 2月 27日
川上理一氏
東京市社會局

浮浪者及残食物に関する調査

東京市社会局

例言

一、本書は「浮浪者に関する調査」、「浮浪者に関する歴史的考察」、及「残食物需給に関する概観調査」等、三種の調査研究より成り、之を一括して「浮浪者及残食物に関する調査」と命名し印刷を以て騰寫にかへたものである。

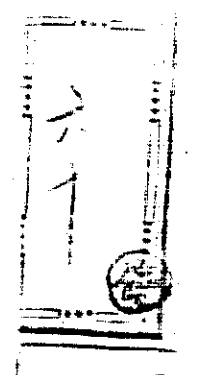
一、残食物需給関係は浮浪者の日常飲食物に密接な関係を有するを以て、其調査の時期、方法、及調査者を異にするも、右三調査を一括して一書としたのである。

一、浮浪者に関する調査員諸彦に對しては、調査當日其他に於ける深甚なる好意と勞苦とを謝するものである。

大正十二年四月

東京市社会局

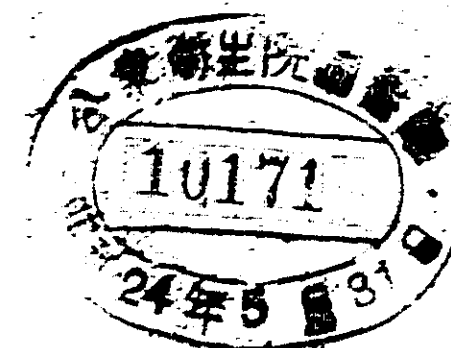
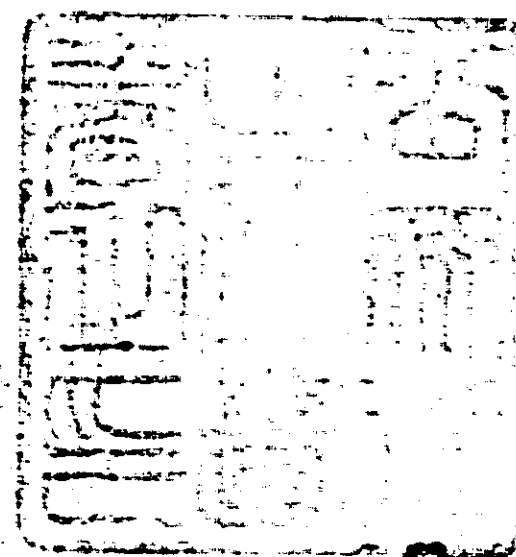
DF





(影撮時○前午裏館氣電園公草淺) 年 少 浪 浮

L
Q
4



（影撮現時一前午場拔取芥鹿川木村區草淺）一ノ者浪浮

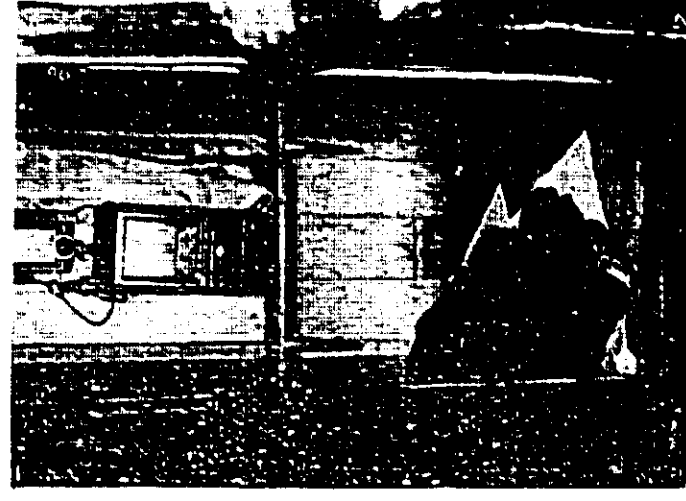


（影撮現時一前午場拔取芥鹿川木村區草淺）二ノ者浪浮

浮浪者に関する調査



四ノ者浪浮
(影撮頃時二前午場夜取井塵際橋関也區町神)



三ノ者浪浮
(影撮頃時二前午内話電働自)

浮浪者に関する調査目次

第一章 總 論	一
第一 浮浪者の意義	一
第二 浮浪者問題の意義	三
第二章 調査計畫概要	六
(附) 調査實行當夜狀況	一〇
第三章 調査結果及記述	二二
第一節 人口及分布	二三
第二節 寢臥場所	二五
第三節 體性、年齢、配偶關係	二八
第四節 生活方法	三三
第五節 健康狀態	三五
第六節 出生地と浮浪地	三一

第七節 教育程度	三三
第八節 浮浪の原因	三六
第九節 浮浪期間	三八
第十節 扶養能力ある親族の有無	四〇
第十一節 公私院内救助の受否	四二
第十二節 浮浪状態を脱せざる理由	四三
第四章 浮浪者に關する歐米の社會施設	四四
(附記) 浮浪者調査票記入心得	四五
以上	

第一章 緒 論

第一 浮浪者の意義

浮浪者 *Vagrant, Vagabond, tramp, Landstreicher, Vagabund* の意義に就ては、各國の概念必しも同一ではない、其の社會に特殊なる事情と習慣と道義的觀念に依り、各々多少の差異があるのである、左に其の主なるものを述べやう。

英國に於て浮浪者と謂ふのは其の範圍が甚だ廣い、一五四七年の法令に無賴漢や遊惰者と同じ意味に用ゐられた浮浪者の記載があるが、是れ恐らく浮浪者に關する法令として最初のものであらう。而して是が立案者たるブラックストン氏の説明に依れば、浮浪者とは夜起きて晝眠り、習慣的に宿屋や酒場に現はれて徘徊して居る者であると云ふ。其後英國の浮浪者に關する法令は、一七一三年、一七四〇年、一七四四年、一八二二年の改正又は修正を経た後、一八二四年發布のジョージ四世第八三號第五編、浮浪者條例となつた。同條例は爾後數回修正されたが、主要の點に於ては今日迄何等變更がない、同條例に於て處罰さる可き者の範圍は左の三種である。

(一) 乞食、淫賣婦、無免許の小賣商人、自己の家族の扶養を怠る者、其他怠惰にして且つ秩序なき者 *and disorderly Persons*。

(二) 前項の累犯者、住宅以外の寢臥者、奸計に依る行商人、兇器携帯者、窃盜嫌疑者、其他破落戸又は浮浪人 (Rogue and Vagabond)

(三) 矯正不能の浮浪者 (incorrigible rogues)

佛國に於て浮浪者と稱するは我國の夫れと甚だ近い、即ち一八一〇年のナポレオン法典に依れば、浮浪者とは一定の住所を有せず、生計の手段を有せず、且つ何等の常業に従事せざる者を謂ふのである。尙ほ浮浪者に準ずる者として之が處罰を規定してゐるものに乞食があるが、是れは自己の利益の爲め公の慈惠を乞ふ者の意である。

獨逸に於ては其の刑法(戰前)に於て浮浪者及乞食に關する規定を掲げてあるが、其の定義に於ては、浮浪者とは勞働を爲さず、生活の手段を有せず、且つ適法なる生計の目的なくして徘徊する者又乞食とは自己と無關係なる他人に對して、自己又は自己が法律上又は事實上扶養する者の爲め、表面上又は實際上の窮乏を理由とし、金錢的價值ある施與を乞ふ者と解するを通説とする。

米國に於ては各洲各々其の法制を異にするが故に、之を一言にして盡すことが出来ないが、一八七二年のカリフォルニア洲の刑法に依り其の一端を窺へば、其の範圍は各國中尤も廣く、無職徘徊者、乞食、住宅外寢臥者は勿論のこと、淫賣婦、暴酒家の類迄も含むのである。

我國に於ては、浮浪者(又は浮浪人)の意義が一定してゐる譯ではない、人に依り場合に依り種々の意味に

用ゐられるのであるが、概して常業なき者一定の住所なき者に關してゐることに於ては一致してゐる様である。警察犯處罰令の殆ど全條が、英米の所謂浮浪罪に該當するものを規定してゐるに拘らず、一般に之を浮浪罪と呼ばず、其の中の第一條第三號『一定の住居又は生業なくして諸方を徘徊する者』云々の場合のみを通常浮浪罪と稱するは、實に以上の概念に基くものであらう。

第二 浮浪者問題の意義

浮浪者の社會に對する直接の害惡は、概して輕微で且つ往々發見されずに済むものであるから、社會一般の之に對する態度は、動ともすれば無關心になり勝ちなものである、現に本邦に於ける此方面の對策の如き警察的取締、司法的處分を除いては殆ど何等見るに足るものがない。然し乍ら『浮浪は罪惡の母』とさへ謂ふが如く、浮浪を原因として之より直接間接に生み出される害毒、罪惡と云ふものは決して看過すべからざるものである。第一に浮浪者が多數に國內を横行することは夫れ自身社會の秩序を紊し風教を害すると共に、下層の勞働者より勤勉の習慣を奪ふこととなる。又浮浪者の行ふ犯罪乃至不良行爲は假令輕微なものであると云へ社會の之が防止乃至豫防其他の事故に費す總額は決して尠少ではない。米國に於ては通常トラムプと呼ばれ、夏期に鐵道に沿ふて浮浪する者の數が非常に多數で全國を通じ約五十萬人と推算されるが、是等の浮浪者の窃盜、傷害、死亡其他の事故に因り、鐵道會社の一年に支出する額は實に驚く可き程莫大な額である、即ち二千五百萬弗には達するならむと云ふ。又本邦特に東京に於ても社會が浮浪者に依つて脅かされる危險の程

度は可成りに大きい、本市の浮浪者の多くは冬季に於て塵芥取扱場に寝臥するが、其の實情を視察するに、其等の多くは場内の塵芥に火を放つて暖を探つてゐるので、火災豫防上危険極りない生活をしてゐるのである。又此等の浮浪者の大部分は、殆ど自暴自棄の状態に在りて、一旦犯意を生ずる時は恐る可き慘虐を敢てするので、其の例は本邦に於ても乏しくないのであるが、斯くの如き重大犯は別としても尙小さな窃盜、搔拂などと云ふ類の微罪は殆ど毎日と云ふても好い位に常習的に行つてゐるのである。其の他浮浪者の社會に對して與ふる害惡は其の直接間接を問はず、又其入小を問はぬとすれば舉げ盡すことが出来ぬ程無數なものであることは茲に多言を要しないと思ふ。

更に如上の功利的立場を換へて、人道的方面から之を観察するも、人間が一定の住所も職業もなくして諸處を漂泊し、殆ど犬猫に等しい様な原始的生活を経験してゐると云ふことは、假令その原因が身體の缺陷に基くにせよ、精神の薄弱に基くにせよ、將又習性、道德性の墮落に基くにせよ、實に同情に堪へない次第と云はねばならぬ。社會聯帶の觀念からしても純粹の人道的感情からしても、是れは重要な社會問題として何とか保護救済の道を講ぜねばならぬものと思ふ。然し是が保護救済に當つては其手段方法を餘程考究して掛らないと、却つて有害なる結果を來すべきことは西洋の例に觀ても明である。英國に於て一六〇一年救貧法を施行して貧民、窮民、浮浪者の不定時救済を開始したが、是れ以來却つて貧民、窮民乃至浮浪者の數は非常に増加したと云ふ事實もあるのである。故に浮浪者の保護救済は甚だ必要であるが、其の手段方法の攻究も

一層必要である。而して保護救済策の攻究に當つては、其の資料となる可き正確且つ精密な基礎材料がなければならぬ。正確且つ精密なる資料は主として統計的方法に依る社會調査に依つて始めて得られるのである。

第二章 調査計畫概要

(附) 調査實行當夜狀況

第一 調査の目的

- (一) 本局施設の基礎資料を獲る爲め、
- (二) 一般社會に攻究資料を提供する爲め、

第二 調査の範圍

(イ) 被調査者の範圍

浮浪者の意義は第一章に於ても述べた通り、本邦に於ても決して確定してゐる譯ではない、大體に於て一定の職業も住所もなくして諸處を徘徊してゐる者を指すとは云へ、職業や住所の意味又は流浪の期間が明確でないから、實際の場合になると色々の疑が起るのである、本調査に於ては、其の實行の便宜から茲に一の假定を設け、之に該る者を總て浮浪者と看做して調査を行ふたのである。即ち

「一定の調査實行時間内に於て住宅其他宿泊に適する建物以外の場所に寢臥する者」を本調査に於て假りに浮浪者と稱するのである。此の方法に依るときは、浮浪者は所謂「宿ナシ」と云ふ狭い範圍に限られて、その木賃宿、こゝの簡易宿泊所と涉り歩く稍や高等の浮浪者は除外されることとなり、其の代りに當夜に限つて屋外に寢臥したと云ふ家出人などが却つて浮浪者として調査される結果となるが、是れは浮浪と云ふこ

との一見して辨別し難い性質のものである關係上、又同時調査實行の便宜からして己むを得ない現象であるけれども此方法に於ては浮浪者中に於ても最も悲惨なる状態に在る常習的屋外宿泊者は全部之を網羅することが出来る。社會は此等の常習的屋外宿泊者に對しては最先に何等かの施設を爲すの必要があるのである。又一時的屋外宿泊者が調査の範圍に入つて來ても、是は後の集計の際に調査票の檢閲に依り除外することも出来るのである。

(ロ) 調査區域

調査區域は東京市全區に亘り且つ之に限るので市外には及ばないのである、日中市内を徘徊する浮浪者は必しも夜間市内に寢臥するとは限らない、又平常市外を徘徊する浮浪者も緣日、葬式其他の場合に屢々市内に入込むのである。故に市の浮浪者全部の調査を爲すには隣接町村にも手を伸ばさねば充分ではないのであるが、是れは地域の餘りに廣きに失すると行政區劃の異なる關係とに依り調査實行上重なる困難を伴ふのである。故に今般は以上の理由から單に市内に限つたのである。

(ハ) 調査の日時

市内に於ける浮浪者の概數を知ることが諸種の關係より大に必要なことであるが、其の概數を知るにはどうしても同時調査の方法に依らねばならぬと信じ、本調査案に於ては二月二十五日午時零時より同六時迄と決定した。即ち此の日此の時間に於て東京市内の屋外に寢臥してゐたものを總て浮浪者として審訊調査する

のである。尙ほ二月下旬と定めたことに就ては多少の理由があるので、此の季節は極寒とこそ稱し得られ、屋外の宿泊には決して適當の時季でないから、此の頃に於て屋外に寝臥してゐる者は、よくせきの事情ある浮浪者で、社會事業の對象としては、最も速かに處置するを要する部類なのである。即ち本調査は此の時期に於て之を實行すれば、常習的屋外宿泊者の大部を其の對象とし捕捉することが出来る、尙ほ當日調査に支障ある程度の雨雪天なる時は之を順延する。

第三 調査員

調査員の適否は調査結果の價值に影響すること甚大である。故に之が選定に當つては最も注意を要する、本調査に於ては調査員として本市方面委員、篤志志願者、及本市吏員中より六百名を選抜囑託することゝした、其の内譯は次の通りである。

方面委員	四名
在郷軍人	三八五名
大學生	一一一名
青年團員	三名
篤志々願者	六名
本市吏員	五四名

右の中大學生は帝國大學生を始め社會學、社會事業又は社會政策の講座を有する都下各公私大學生中の有志である。

第四 調査項目

調査項目は總數十二項目である。然し一項目にして其の實數項目に當るものもあつて、調査上の困難も伴ふから、其の中の三項目を参考事項として重大なる支障ある時は之が調査を省略するも可なることゝした。其の項目名は卷末の記入心得に載せてあるから、讀者は之に就き了承せられたい。

第五 巡調方法

調査の力法は、調査員が其の擔當區域内を隈なく搜索して浮浪者を發見し、之に就き調査事項の審訊を爲し、該當事項を調査票に記入するものである。

(一) 調査班及其擔當區域

調査員は原則として二人を以て一班を組織し只特殊の事情ある時に限り二人以上であることを得る。尙ほ調査班の構成に當つては成る可く其の擔當區域の地理に明るき方面委員、在郷軍人又は青年團員各一名と比較的専門智識に富む大學生一名とを組合はせるやうにした。各調査班に於ては巡調の際一人は提灯を、他の一人は懐中電燈を携帯し、又浮浪者を發見したる際には一人は審訊に、他の一人は調査票の記入に當る、擔當區域は大體在郷軍人會の各班區域に據る、全區を通じ其の總數は二四一區である。

(ロ) 被調査者見舞品

各調査班は菓子、煙草等を用意し、浮浪者を審訊するに際し先づ之を見舞品として給與する、其の額は一人に付金十五銭に當る量である、此の方法が實際調査上非常の便宜となつたことは、後日斯の種の調査を行ふ時の好い参考となると思ふから、茲に特記する次第である。

第六 調査員の協議打合

調査員の協議打合せは二種に別つて之を行ふ、その一は調査員總會であつて、六百名が一堂に會し、市長以下調査幹部の訓辭乃至注意を聴き、且つ全區に關する事項に就き協議をする、その二は各區協議會であつて是に於ては各區別々に調査員の會合を催し、調査班の構成、擔當區域の決定、調査票記入方法に關する質疑應答、其の他各區特殊の事項に就き協議を行ふ。

第七 豫備調査

各調査班は實行當夜の巡調に便する爲め、其擔當區内の巡調道順、浮浪者の宿泊場所その他に就き豫備調査を行はねばならぬ、但し其の日時は調査實行當夜以前である限り調査員の都合次第何時にても隨意に決定して宜しい。

(附) 調査實行當夜狀況

調査實行當夜各調査員間並に各調査員と調査幹部間の聯絡を圖る爲め、神田橋際本市中央職業紹介所内に

調査本部を置き、又各區役所内に區調査事務所を設けた。又調査本部には、増援班、救濟班を附設して萬一の非常事に備へ、寫眞班を置いて浮浪者寢臥の狀況を撮影することとした。此の夜は合憎八時頃より東南風強く吹き始め九時頃よりは雨も少しは降り出した、十時頃となつては降雨一層強くなり、各區事務所より本部に向け調査を施行すべきや否やに就き頻々問合せが來るのであつたが、調査員が既に軒昂たる意氣に満ちて各事務所に參集した後であり、且つ中央氣象臺の豫報も決して一晩中降り續く様なことではなく、降雨は必ずや斷續的であるべしとの事であつたので、斷然調査を執行することになつた。調査員が愈々擔當區に向けて出發し巡調を始めたのは多く十二時であつたが、丁度其の頃は風雨共に強烈となつたので、其の携帶提灯の張紙を全部剥ぎ取られたので、懐中電燈だけで搜索を續行してゐると報告して來た班の數は決して少くはなかつた。以て如何に調査の困難であり、随つてその困難に打克つて調査を續行した調査員の努力の如何に大であつたかを想像することが出来る。然し天候は氣象臺の豫報通り果して斷續的降雨であつて決して降り詰めではなかつた、調査員は其の霽れ間又は微雨となつた時を待つて巡調を續け、所期の目的を概略達することが出来たのである。只天候が右の有様であつた爲め、先刻迄寢臥して居たと思はれる形跡が明であつた場所にして、浮浪者を發見し得なかつた場合が可成り多かつたのは甚だ遺憾である、是等は恐らく雨を厭ふて木賃宿等に投宿したものであらう。

第三章 統計及記述

第一節 人口及分布

第一 最少人口状態

市内に於ける浮浪者の人口は季節に依り又同じ季節でも其の日に依り決して同一ではない、夏季に多くして冬季に少く、晴天に多くして雨雪天に少きは容易に想像し得る處である。又日中市内を徘徊する浮浪者は皆必しも夜間市内に寝臥するものとは限らない、縁日等を當て込むで隣接町村より入込む者も可成り多いのである。其れ故に二月二十四日の夜に發見せられた浮浪者の總數を以て市内を徘徊する浮浪者の通常人口状態と稱する譯には行かないことは勿論である。けれども前述の通り二月の下旬と云へば必しも野宿に適する時候と云ふではない上に、常夜は折悪しく烈風強雨の斷續した晩である。淺草區に於ては調査實行前一週間に亘つて豫備調査を行つたのであるが、其の際に合計百四名の浮浪者を發見した、然るに調査實行の夜に於ては僅に七八名を發見し得たのみである。是れは常夜浮浪者中風雨を厭ふて、木賃宿に宿泊したものが多數であつたからに相違ない、(因みに一般の木賃宿は恠うした浮浪者の宿泊を拒絶するのを通常とするけれども、又二三浮浪者専門の處もある)。其の外他區に於ては浮浪者の宿つてゐた形跡があつた所にして實際其の附近に之を發見することが出来なかつた場合も數多くあつたのである。即ち其等の事情を併せ考ふる時には

常夜の發見數を以て、四季を通じたる最少人口状態となすことは必しも不當でない様に信ぜられる。吾人は右の前提に立つて次の數字を觀るときには、市内に寝臥する浮浪者の數の決して少ならざるに一驚を喫せざるを得ない。

大正十一年二月二十五日(自午前零時
至午前六時)に發見せられたる

東京市内浮浪者

二五三

寒中に於て尙ほ右の如しとせば他の季節に於ては果して如何なる状態であらうか、是れに關しては正確なる材料は殆どない。然し乍ら今次の調査に於ては自由労働者の巢窟とも謂ふ可き、深川區富川町の軒下には雨戸に恠り懸つて寝てゐたと云ふ者は、僅に四人に過ぎないのであつたけれども、夏分に向ふと其の數は夥しく増加すると云ふ事實、並に木賃宿の宿泊人數が冬に多くして夏に少い傾向があると云ふ事から考へて、夏季に於ける浮浪者の總數は、今次調査の二三倍即ち五百人乃至七百人位には達するものと思はれる。けれども是れは一の推測である、正確なる事は他日の調査に俟たなければならぬ。

第二 浮浪者分布

浮浪者の多く徘徊する場所は、立坊、輕子、其他の不規則的雜業の比較的多く需要せられる土地が、又は待合、料理店、貸座敷等櫛比し、其等の寮所から残肴殘飯の無料供給が多量に行はれる所謂盛場であつて、寝臥場所も亦其の附近の土地である。今次の調査に於ては、浮浪者の比較的多數發見せられた區は概して下町

であつて、山の手は一般に少く、殊に麻布區の如き絶無であつた。是れは下町の各區が前記の場所を多く包含するに反して山の手各區には是れが割合に少いからである。

現在區ニ依り別チタル浮浪者人口

區名	人口	百分比	區名	人口	百分比
麴町	一二	四、七	牛込	五	二、〇
神田	二二	八、七	小石川	五	二、〇
日本橋	二三	九、一	本郷	九	三、六
京橋	一二	四、七	下谷	六	二、四
芝	一一	四、三	淺草	七八	三〇、八
麻布	一	一	本所	一五	五、九
赤坂	三	一、二	深川	四三	一七、〇
四谷	九	三、六	合計	二五三	一〇〇

右表に依れば淺草區には總員の三割近い浮浪者が、徘徊してゐることになるのであるが、是れは同區が吉原遊廓と淺草公園との二大盛り場を控ふる爲めである。深川區が次位を占むるは洲崎遊廓の存在に歸因する所が多い。神田、日本橋の兩區に多いのは不規則的雜業が豊富な爲めである。

第二節 寢臥場所

第一 寢臥場所の種類

浮浪者が寢臥する場所としての随一は何と云つても塵芥取扱場である、檻穽を纏つた蒼白い顔色の浮浪者が數人一團を爲して塵芥置場内の集積せる塵芥の上に、拾ひ出した襦袢や菰を敷き延べて飢と疲れに弱り切つた身を横へてゐる様は見るも凄惨な光景である。其の中最も市内に於て名高いのは、淺草區材木町河岸の市設塵芥取扱場で、吾妻橋附近にある處から、浮浪者の間には「吾妻ホテル」として通つてゐる。調査實行當夜に於ては二十二人の浮浪者がそこに發見されたのみだが、日に依つては其れ以上三十五六人も集ることがあると云ふ。次に寢臥場所として有名なのは本郷區御茶の水橋下であるが、今次の調査に於ては僅に五人が其處に發見されたのみである。然し是れは季節の早い關係であつて、夏季ともなれば少し其の數が増加するものと思ふ。尙ほ淺草公園内某活動寫眞館軒下には、葭葦張りの蔭に八人の浮浪少年が恰も鼠の子の如く折り重つて寢てゐたのが發見されたが、此等の軒下は寢臥場所としては概して一時的のものである。

現在建物又ハ隱蔽物ノ種類ニ依り別チタル浮浪者人口

現在建物又ハ 隱蔽物ノ種類	合計數	内譯數	現在建物又ハ 隱蔽物ノ種類	合計數	内譯數
塵芥取扱場及塵芥箱	六七	六七	汽船用 ボイラー		一
材料置場	一三		工事小屋其他住 宅以外建物	六一	

木材場	三	物置又ハ工事小屋	三四
石材場	四	空家又ハ新築家屋	一三
鐵材場	二	停車場	七
砂利場	三	自動電話	四
街頭便所	三	橋梁下	一三
住宅軒下	四八	橋下	五
公園寺墓地境内	三四	鐵道	七
公園ベンチ	九	穴居	一
四阿屋	二五	其 他	一五
神社境内墓地	二	塵芥箱傍	五
船 船	二	道路上	九
渡船内	一	空自動車内	一
古傳馬船内	一	合 計	二五三

第二 浮浪者が多数共同寝臥する場所

調査を行當夜三人以上が一團となりて寝臥しつゝありし場所は左表の如く合計十八箇所であつたが、其中興味なき現象は、塵芥取扱場等浮浪者が常に多數宿泊する處に於ては、時の経過に連れ漸次其の寝臥者間に自然地位の上下が生じて、幕府時代の牢名主の如き者が起ることである。神田區の龍閑橋際昌平橋際の塵芥取扱場には、是れが既に存して居り、新参の浮浪者にして其處に堪せむとせば、其の古参者の承認を得た上、比較的寝臥に不便利な處、例へば戸口等に小さくなつて宿らなければならぬと云ふ。

同一場所ニ一團トナリテ寝臥シツ、アリシ人数（三人以上、五人以上、十人以上、二十人以上）

ニ依リ別チタル現在建物又ハ隠蔽物（小分類）ノ數

現在建物又ハ隠蔽物	三人以上	五人以上	十人以上	二十人以上	計
塵芥取扱場	二	三	一	一	六
砂利置場	一	一	一	一	一
物置又ハ工事小屋	一	一	一	一	三
空家又ハ新築家屋	二	一	一	一	二
住宅軒下	一	一	一	一	二
神社境内墓地	一	一	一	一	一
公園ベンチ四阿屋	一	一	一	一	一
					一七

鐵道ガ以下	二	二	一八
穴居	一	一	一
計	一〇	六	二
			一八

第三節 體性、年齢、配偶關係

第一 體性、年齢

浮浪者の大部分は男であつて、女にして浮浪してゐると云ふ者は極く少數である。而も其の少數の女の中に於ても眞の浮浪者と見る可き者は大抵女盛りを過ぎた四十歳以上の老婆か、又は然らずとするも狂人、白痴と云ふが如き精神異常者の部類に屬する女である。尤も調査當夜別段身心に異常のない年若い婦人が三人發見されたが、一人は家庭不和の爲めに當夜家を飛び出した人妻、一人は宿賃節約の爲めに停車場構内に寝臥しつゝあつた女旅人、他は父に随伴して浮浪中の少女で、最後の少女を除いては純粹の浮浪者と稱することが出来ぬ。

浮浪者全般の年齢に就て言へば、二十歳乃至五十歳の青年又は壯年が甚だ多數を占めてゐる。十九歳以下の少年、五十歳以上の老年は之に比して比較的少數である、七歳以下の幼年に至つては皆無であつた。是れは一見甚だ奇異の現象であるが、然し考へると是れには相當の理由があるのである。

大正九年度に於て東京市養育院に收容せる市民の總數は八十人であるが、其内譯を見るに、

二十歳以下	五七人	百分比	〇、七一
二十一歳以上	三人		〇、〇四
五十歳以上	二〇人		〇、二五

であつた、今右の統計と、浮浪者中に青年壯年が多いと云ふ事實とを比較研究するときは、吾々は次の二命題を思ひ浮べぬであらうか、

一、浮浪の如き原始的生活は青年、壯年に非ざれば永く之に堪へることは出来ぬ、幼年者又は老齡者は漸次自然に淘汰されて絶滅して仕舞ふ。

二、幼年者、少年者、又は老齡者は親類故舊又は公私救済機關の同情を得て其の保護を受け易いが、青年、壯年には其の便宜が少いから、自然浮浪生活を永續することとなる。

浮浪者中に青年、壯年が比較的多數を占めてゐると云ふのは右の二命題の當然の結果であると信ずる。

現在區體性及年齡ニ依リ別チタル浮浪者人口(實數百分比)

區名	總計	男	女	計	百分比
總町	一	一	一	二	二、四
神田	二	二	二	四	四、八
本橋	二	二	二	四	四、八
京橋	二	二	二	四	四、八
橋芝	二	二	二	四	四、八
麻布	二	二	二	四	四、八
赤坂	二	二	二	四	四、八
四谷	二	二	二	四	四、八
牛込	二	二	二	四	四、八
石川	二	二	二	四	四、八
本郷	二	二	二	四	四、八
下谷	二	二	二	四	四、八
淺草	二	二	二	四	四、八
本所	二	二	二	四	四、八
深川	二	二	二	四	四、八
區全	二	二	二	四	四、八
計	二	二	二	四	四、八
百分比	二	二	二	四	四、八

第二 配偶關係

浮浪者の配偶關係に就て觀るに、其の六割強は未婚者で、他は大體既婚者である。既婚者中現に配偶者を有する者は男女合計十二名で極く少數に過ぎないが而も其の中現に夫婦相携へて浮浪してゐると云ふ者は只二組あるに過ぎなかつた。他は總べて夫妻別々に暮してゐるのであるが、其れも法律上又は名義上單に夫婦と云ふに止り、實際に於ては殆ど夫婦の事實關係が絶えてゐることは多言を要しない。

配偶關係及體性ニ依リ別チタル浮浪者人口

配偶關係別	體性	男	女	計	百分比
未婚者	一五一	一五一	一五六	六一二	六二、二
有配偶者	九	九	三	一二	四、八
配偶者ト死別	三四	三四	一	三五	一三、九
配偶者ト離縁	四二	四二	二	四四	一七、五
不詳	三	三	一	四	一、六
計	一三九	一三九	一五九	二九八	一〇〇、〇
百分比	九五、二	九五、二	四、八	一〇〇、〇	一〇〇、〇

第四節 生活方法

右表中の賣春婦一名と云ふのは綽名を「土手のお衆」(變名)と呼ぶ當年五十五歳の老婆である。彼女は元陸軍將校の妻であつたが、夫に棄てられて幾分氣が狂ひ出し、遂に轉々墮落して今日の狀態に陥つたと云ふ。辻淫賣に依る収入は一日平均壹圓位で、その大部分を飲酒に費してゐる。平常の寢臥場所、徘徊場所及犯行地は、共に淺草區吉原遊廓附近の今戸公園又は日本堤である。前科は二十三年の浮浪期間中七十餘犯に及ぶ由、尙ほ其の前身に就ては地方の遊女であつて十七歳から三十二歳迄妓樓に在つたとも云ふ。(口繪参照)

右の外、平常は今戸公園には、吉原大籠の花魁の爲れの果てであつて、當年六十餘歳になる辻淫賣の老婆が浮浪してゐる筈であるが、是れは如何なる事情の爲めか實行當夜發見することが出来なかつた。

第二 浮浪者の收入

浮浪者の收入に就ては、被調査者中申告を爲したる者極めて少數なるが故に、斷定的な記述が出来ぬけれども、概して云へば其の賃銀又は「貰ひ」は一日平均壹圓前後に非らずやと思はれる。而して假りに其の就職日數を二十四日(本局施行自由労働者調査に依る立坊及輕子の就職日數)とせば、平均一ヶ月二十四圓見當となる譯である。

生活方法ニ依り別チタル浮浪者ノ日收

殘飯屋所在地及氏名一覽表(大正十一年十二月調)

【市 内】

神田區三河町四ノ六	池田 嘉一	本所區綠町三ノ二二	宮崎 菊次郎
下谷區入谷町三八七	西山 龍之助	同 區太平町二ノ七二	染谷 吟藏
小石川區掃除町四七	岡本 林平	同 區花町二五、小川屋方	伊藤 忠二
芝區新網町	金子 桑三郎	深川區富川町三一	小堀 由三郎
麻布區龍土町三六	山田 定次郎	同 同 同	田中 トミ
四谷區新宿旭町四五	中村 タキ	同 同 同	伊藤 熊吉
同 區永住町一	白瀬 勇吉	同 區同 町豊田屋支店內	澤崎 辨吉
同 區須賀町一七	鈴木 勝五郎	同 區猿江裏町一九九	瀧澤 カネ